

## 佐賀県緑の少年団連絡協議会規約

昭和 60 年 10 月 21 日制定  
平成 3 年 7 月 10 日一部改正  
平成 11 年 7 月 8 日一部改正  
平成 15 年 7 月 9 日一部改正  
平成 17 年 7 月 12 日一部改正  
平成 27 年 7 月 2 日一部改正  
平成 28 年 7 月 6 日一部改正  
令和元年 7 月 5 日一部改正  
令和 2 年 6 月 1 日一部改正

### (目 的)

第 1 条 県内における緑の少年団相互の緊密な連携をもとに団の自立的な活動を促進し、もって緑の少年団の健全な育成、強化を図るため佐賀県緑の少年団連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (組 織)

第 2 条 協議会は、県内の緑の少年団、美しい緑の郷土づくり市町推進協議会、佐賀県農林水産部森林整備課、佐賀県農林事務所及び公益財団法人さが緑の基金をもって組織する。

### (所掌事務)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の所掌事務を行う。

- (1) 緑の少年団相互の連絡、協調に関すること。
- (2) 緑の少年団指導者の養成、研修に関すること。
- (3) 緑の少年団相互の親睦交流及び情報交換に関すること。
- (4) 緑の少年団に関する諸大会及び研修会への参加に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

### (役 員)

第 4 条 協議会に役員として会長 1 名、副会長 2 名、理事若干名、監事 2 名をおく。

- 2 役員は総会において選任する。
- 3 会長は協議会を代表し協議会の運営を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は役員会の構成員とする。
- 6 監事は会計事務を監査する。

第 5 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

第 6 条 本会に顧問を置くことができる。

### (総 会)

第 7 条 総会は全会員で構成する。

- 2 総会は定例会及び臨時会とする。  
定例会は年 1 回、臨時会は必要な都度会長が招集する。
- 3 定例会及び臨時会の議長は会長がこれに当たる。
- 4 会長は、やむを得ない事情があるときは、書面又は持ち回りの方法により会員の審査及び賛否を求め、会員現在数の過半数の同意をもって協議会の議決に代えることができる。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、及び理事で構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長は会長がこれに当たる。

(支部)

第9条 協議会に緑の少年団活動発表会及び地区交流会等の連絡・調整のため、地区毎に支部を設けることとし、各地区の農林事務所林務課内に支部事務局を設置する。

2 支部事務局内に主査(主査は業務を調査及び確認をしたり助言や意見をまとめたりする)をおく。

3 支部事務局の主査は各農林事務所林務課長をもってあてる。

(入会)

第10条 この協議会に加入しようとする緑の少年団は、所定の申込書を提出しなければならない。

(休止)

第11条 緑の少年団員の減少、指導員の欠員等により、緑の少年団活動が困難なため、やむを得ず緑の少年団活動を休止する場合は、理由を付して所定の休止届を提出しなければならない。

(退会)

第12条 本会を退会しようとする緑の少年団は理由を付して所定の退会届を提出しなければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は、助成金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため公益財団法人さが緑の基金に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1人、その他の職員若干を置く。

3 事務局長、その他の職員は会長が委嘱する。

(その他)

第16条 この規約に定めたもののほか、運営上必要なことは、役員会にはかって会長が別に定める。

(附則)

この規約は、昭和60年10月21日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成3年7月10日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成11年7月8日から施行する。

(附則)

改正後の規約は、平成15年7月9日から施行する。

(附 則)

改正後の規約は、平成17年7月12日から施行する。

(附 則)

改正後の規約は、平成27年7月2日から施行する。

(附 則)

改正後の規約は、平成28年7月6日から施行する。

(附 則)

改正後の規約は、令和元年7月5日から施行する。

(附 則)

改正後の規約は、令和2年6月1日から施行する。